

# 外来医療機能を担う意向の 確認結果について

令和7年（2025年）8月13日  
第16回阿蘇地域医療構想調整会議

## 第8次熊本県保健医療計画における施策の方向性

### 第2項 外来医療に係る医療提供体制の確保

- 各地域の実情を踏まえ、次に掲げる取組みを推進することで、住民に身近な外来医療を維持する。

#### (1) 外来医療の 分化・連携 の推進

- ① 外来機能報告等の実施による、各地域の外来医療の見える化と地域での情報共有
- ② 外来医療全体に関する協議の実施、紹介受診重点医療機関の周知等
- ③ 医療機器の共同利用の促進
- ④ くまもとメディカルネットワークなど、ICTを活用した取組みの推進
- ⑤ 県民への上手な医療のかかり方の普及啓発

#### (2) 外来医療を 担う医師の 確保

- ① 事業継承制度等の後継者確保対策の検討
- ② **初期救急や公衆衛生分野、在宅医療等に係る新規開業者への意向確認**
- ③ 熊本県地域医療連携ネットワークの構築により、診療所等を支える仕組み作り

◆ 外来医療機能に関する阿蘇WG (R1. 10. 10等開催) の協議概要は以下のとおり。

分野		目指すべき方向性
初期救急		<ul style="list-style-type: none"> <li>・休日夜間急患センター又は準夜間急患センター等の設置が望まれる(医療スタッフ等の確保も必要)。</li> <li>・住民に対して救急医療の適正受診についての啓発活動を強化する。</li> <li>・医師、医療スタッフの働き方改革との整合性を確保する。</li> <li>・かかりつけ医機能のさらなる充実を検討していく。</li> </ul>
公衆衛生分野	学校医	・専門領域外への対応支援(協力医)強化が必要である。
	予防接種	・請求事務の簡素化や市町村との連携強化が望まれる。
	産業医	<ul style="list-style-type: none"> <li>・産業医の支援体制強化として、県から専任の産業医を派遣する等の制度の確立や、事業者との連携・意思疎通が必要である。</li> <li>・阿蘇郡市内でも更新手続きに必要な研修が受けられるなど、研修制度の充実も必要である。</li> </ul>
在宅医療		<ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅医療サポートセンター(北部:小国郷医療福祉あんしんネットワーク、中部:阿蘇郡市医師会・阿蘇医療センター、南部:阿蘇立野病院)の機能充実が望まれる。</li> <li>・かかりつけ医制度の充実や他関連職種及び関連施設との連携強化が必要である。</li> <li>・診療報酬上の優遇策が望まれる。</li> <li>・くまもとメディカルネットワークの充実を図っていく。</li> </ul>

上記のWG結果を踏まえ、阿蘇地域で一般診療所を新規開業する医師に対して協力の意向を確認する外来医療機能は、「初期救急(在宅当番医)」、「**学校医等**」、「予防接種」、「産業医」、「在宅医療」、「**感染症の診療**」の6項目とする。

協議での意見を踏まえ、**朱書き**のとおり修正

## 協力意向の確認に係る運用について

### 【運用開始時期】

- 令和5年10月1日（周知期間1カ月程度）

### 【具体的な方法】

- 菊池保健所において、開業届の提出時に「外来医療機能に係る報告書」の提出を求める

### 【意向確認結果の報告】

- 阿蘇地域医療構想調整会議において、事務局から意向確認結果を報告する（年1回程度）

## 協力意向の確認結果（R6.4～R7.3）

市町村名	開設医療機関名	開設者	開設日	外来機能を担う意思	担う機能					
					初期救急 (在宅当番医)	学校医等	予防接種	産業医	在宅医療	感染症の診療
南阿蘇村	ハッピー眼科	医療法人社団彩健会	R7.3.13	有		○			○	